

令和8年度

設計指針「耐震設計」改定素案取りまとめその2業務

特 別 仕 様 書

東海農政局 土地改良技術事務所

項 目	内 容																		
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目的) 第1-2条</p> <p>(場所) 第1-3条</p> <p>(一般事項) 第1-4条</p> <p>(管理技術者) 第1-5条</p>	<p>令和8年度設計指針「耐震設計」改定素案取りまとめその2業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、土地改良事業設計指針「耐震設計」(以下、設計指針「耐震設計」という。)の改定に向けて、過年度業務にてとりまとめた改定素案をもとに、改定検討委員会の資料作成、次期設計指針「耐震設計」(素案)を作成することを目的としている。</p> <p>本業務は内業である。</p> <p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 作業実施の手順、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。 3) 受注者は、常に業務内容を把握し業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 <p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="475 1525 1299 2085"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業-農業土木 農業-農業農村工学 建設-土質及び基礎 建設-鋼構造及びコンクリート</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木 農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>建設</td> <td>土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>上記技術士部門・選択科目に準ずるもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコンサルティング マネージャー</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土質及び基礎</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学 建設-土質及び基礎 建設-鋼構造及びコンクリート	農業	農業土木 農業農村工学	建設	土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート	博士	上記技術士部門・選択科目に準ずるもの		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木		土質及び基礎	
資格	技術部門	選択科目																	
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学 建設-土質及び基礎 建設-鋼構造及びコンクリート																	
	農業	農業土木 農業農村工学																	
	建設	土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート																	
博士	上記技術士部門・選択科目に準ずるもの																		
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木																		
	土質及び基礎																		

項 目	内 容																
	鋼構造及びコンクリート																
(担当技術者) 第1-6条	担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。																
(配置技術者の確認) 第1-7条	<p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において業務組織計画を変更する際も同様とする。 2. 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とする。 																
(保険加入) 第1-8条	<p>受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。</p> <p>また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を掲示しなければならない。</p>																
第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条	設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業設計指針「耐震設計」平成27年5月」を適用する。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。																
(貸与資料等) 第2-2条	<p>貸与資料は、次のとおりである。</p> <p>そのほか、貸与資料として必要なものは、別途監督職員から通知する。</p> <table border="1" data-bbox="470 1478 1252 1825"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>貸与資料</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務報告書</td> <td>令和4年度 耐震設計事例整理検討業務</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>業務報告書</td> <td>令和5年度 耐震設計事例整理検討業務</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>業務報告書</td> <td>令和6年度 設計指針「耐震設計」改定内容検討業務</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>業務報告書</td> <td>令和7年度 設計指針「耐震設計」改定素案取りまとめ業務（※履行期間令和8年3月13日まで）</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>		分類	貸与資料	数量	業務報告書	令和4年度 耐震設計事例整理検討業務	1式	業務報告書	令和5年度 耐震設計事例整理検討業務	1式	業務報告書	令和6年度 設計指針「耐震設計」改定内容検討業務	1式	業務報告書	令和7年度 設計指針「耐震設計」改定素案取りまとめ業務（※履行期間令和8年3月13日まで）	1式
分類	貸与資料	数量															
業務報告書	令和4年度 耐震設計事例整理検討業務	1式															
業務報告書	令和5年度 耐震設計事例整理検討業務	1式															
業務報告書	令和6年度 設計指針「耐震設計」改定内容検討業務	1式															
業務報告書	令和7年度 設計指針「耐震設計」改定素案取りまとめ業務（※履行期間令和8年3月13日まで）	1式															
(参考資料及び貸与資料の取扱い) 第2-3条	<p>第2-1条、第2-2条に示す図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 適用する図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 																

項 目	内 容									
<p>第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条</p> <p>(作業の留意点) 第3-2条</p>	<p>2. 適用する図書は、作業時点の最新版を用い、作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>3. 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</p> <p>本業務における作業項目及び数量は、別紙【作業項目内訳書】のとおりである。</p> <p>作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>1. 作業項目における追加の資料が必要な場合は、監督職員と調整を行い、発注者側で資料収集を行い、受注者に貸与することとする。</p> <p>2. 技術的課題の検討を行う上で、解析等を必要とする場合は、事前に監督職員と協議するものとする。</p>									
<p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p>	<p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び第3回、第4回、最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手の段階 (作業計画の提示)</p> <p>第2回 中間打合せ (改定素案作成段階)</p> <p>第3回 中間打合せ (有識者打合せ段階)</p> <p>第4回 中間打合せ (改定検討委員会開催段階)</p> <p>最終回 報告書原稿作成段階 (業務内容が概ね終了し、報告書としてとりまとめが可能な段階)</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p>									
<p>(有識者との打合せ) 第4-2条</p>	<p>本業務の実施に当たって、以下に示す時期に、有識者（農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究所の担当者）の意見の聞き取りを行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="469 1821 1238 2072"> <thead> <tr> <th>打合せ段階</th> <th>打合せ場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有識者打合せ段階</td> <td>農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究部門 (茨城県つくば市観音台)</td> <td>日帰り</td> </tr> <tr> <td>改定委員会開催段階</td> <td>農林水産省本省 (東京都千代田区霞が関)</td> <td>日帰り</td> </tr> </tbody> </table>	打合せ段階	打合せ場所	備考	有識者打合せ段階	農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究部門 (茨城県つくば市観音台)	日帰り	改定委員会開催段階	農林水産省本省 (東京都千代田区霞が関)	日帰り
打合せ段階	打合せ場所	備考								
有識者打合せ段階	農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究部門 (茨城県つくば市観音台)	日帰り								
改定委員会開催段階	農林水産省本省 (東京都千代田区霞が関)	日帰り								

項 目	内 容
<p>第5章 成果物 (成果物)</p> <p>第5-1条</p> <p>(成果物の提出先)</p> <p>第5-2条</p>	<p>成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体(CD-R等) 正副2部</p> <p>(2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>名古屋市中区三の丸1丁目2番2号 東海農政局土地改良技術事務所</p> <p>なお、令和8年度中に庁舎移転(中区三の丸2丁目5番2号)を予定しているため、移転の日程については、監督職員から通知する。</p>
<p>第6章 契約変更 (契約変更)</p> <p>第6-1条</p>	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合</p> <p>(2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合</p> <p>(3) 第4-2条に示す「有識者との打合せ」に変更が生じた場合</p> <p>(4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合</p> <p>(5) 「有識者との打合せ」の内容により追加作業及び作業内容の変更が生じた場合</p> <p>(6) 履行期間の変更が生じた場合</p> <p>(7) 関係機関等対外的協議等により変更が生じた場合</p> <p>(8) その他</p>
<p>第7章 定めなき 事項 (定めなき事項)</p> <p>第7-1条</p>	<p>この見積仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

別紙1（第3－1条関連）

作業項目及び作業数量表

作業項目	作業内容	作業数量
1 準備作業	過年度の関連業務で整理した内容を把握し、参照する基準類の動向等について情報収集を行う。	1式
2 改定素案の作成		1式
2-1 耐震設計の統合に伴う課題と検討事項の整理	改定素案については、過年度業務成果を踏まえ整理済みである。設計指針「耐震設計」への統合に関しては、土地改良事業関連施設の設計基準類における、耐震設計の内容を網羅的に整理し、それらを統合・集約する場合の課題と検討事項を施設ごとに整理する。	1式
2-2 土地改良施設の耐震設計に関する基本事項の抽出	前項で整理した課題と検討事項をもとに、土地改良施設の耐震設計に関する基本事項を整理する。基本事項として、重要度区分、設計地震動、耐震性能、限界状態、照査の基本、耐震計算法、液状化の検討方法を想定する。 その際、参考とする関連他分野基準類（道路橋、上水道、河川構造物等）の考え方を合わせて整理する。	1式
2-3 改定版の構成、改定素案の再整理	上記を踏まえ、設計指針「耐震設計」（改定版）の構成、改定素案を再整理する。	1式
3 委員会資料の作成	業務にてとりまとめた改定素案をもとに、改定検討委員会（第1回）資料（改定内容説明資料、査読原稿、新旧対照表等）の作成を行う。	1式
4 改定素案とりまとめ	最終版としての改定素案原稿及び新旧対照表の修正・とりまとめを行う。なお、改定要旨の作成を含むものとする。	1式
5 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1式